

定例会構成員 各位

小谷自治会

小谷自治会 会則・細則の改訂について（役員提案）

1. 改訂の趣旨、ねらい

現行会則および細則に定められた理念、目的、沿革、経緯を尊重しつつ、コロナ禍以降の実態や、電子化（デジタル化）の進展等を見据えて、一部条文の見直しを行うとともに、今後の自治会運営、活動の指針とする。

2. 主な改訂点

会則については、改訂は行わない。

細則については、次の項目について、改訂をおこなう。

- (1) 入町1地区1班について、班の規模が40世帯を超えており、班長の負担を軽減するため、これを2班に分割する。
- (2) 会費の徴収および入会と退会について、現状に即して当該条文を改める。
- (3) 定例支出金（赤十字事業資金、歳末助け合い募金、赤い羽根共同募金）について、その内容、手続きについて、明記する。
- (4) 菅谷神社分担金について、その内容、手続きについて、明記する。
- (5) 各種団体（定例会構成メンバー）を令和7年4月1日現在のものに改める。
- (6) 衛生指導員制度の廃止に伴い、衛生指導員を規定した条文はこれを削除する
- (7) 小谷地域集会所の利用について、書面による申請のほか
電子申請についても取扱することとする。
- (8) 地区長・班長役割説明会について、附則の一文を設ける

3. 改訂条文（案）及び細則の変更／現行対比表は別紙のとおりである。

以 上